

大牟田市公式キャラクター「ジャー坊」を活用したプロモーション業務に関する委託事業者選定要領

1. 趣旨

本実施要領は、「大牟田市公式キャラクター「ジャー坊」を活用したプロモーション業務」の委託事業者を適正かつ公正に決定するために、必要な事項を定めるもの。

2. 契約方法

地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定に基づく随意契約

3. 業務概要

業務名：大牟田市公式キャラクター「ジャー坊」を活用したプロモーション業務

業務内容：別紙「大牟田市公式キャラクター「ジャー坊」を活用したプロモーション業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり

委託期間：令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4. 参加資格要件

参加者は、次の要件を全て満たしていなければならない。

- (1) 法人格を有し、委託期間内において、福岡県内に本社、支社、営業所又はこれらに類する事業拠点を有していること。
- (2) 次の各号のいずれにも該当しないこと。
 - ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者
 - ② 施行令第167条の4第2項（施行令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年を限度として市長が定める期間を経過していないもの及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者又は入札代理人として使用する者
 - ③ 次のいずれかに該当する者（施行令第167条の4第1項第3号に掲げる者を除く。）
 - ・事業主、法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者
 - ・暴力団員が実質的に運営している者
 - ・暴力団員であることを知りながら当該暴力団員を雇用し、又は使用している者
 - ・契約の相手方が暴力団員であることを知りながら当該暴力団員と商取引に係る契約を締結している者
 - ・法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与している者
 - ・暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している者
 - ④ 見積書等の提出の時までに消費税及び地方消費税、法人税又は所得税、事業税並びに本市に納めるべき税を完納していない者

5. スケジュール（予定）

(1) 参加者募集の公表	令和8年3月6日（金）
(2) 質問の提出期限	令和8年3月13日（金）
(3) 質問への回答	令和8年3月17日（火）
(4) 見積書等の提出期限	令和8年3月23日（月）
(5) 結果通知の送付	令和8年3月25日（水）
(6) 契約保証金の納付	令和8年4月1日（水）
(7) 業務委託契約締結	令和8年4月1日（水）

6. 質問及び回答

本業務の内容等に関する質問がある場合は、次のとおり受け付けます。

(1) 質問

- ①提出様式：任意様式とする（法人名、連絡先、担当者氏名を明記し、要旨を簡潔にまとめること）
- ②提出期限：令和8年3月13日（金）午後5時15分（必着）
- ③提出先：大牟田市企画総務部広報課（TEL:0944-41-2505）
- ④提出方法：Eメール（電話や口頭による問合せはお受けできません。）

Eメールアドレス：e-kouhou01@city.omuta.fukuoka.jp

※提出期限までに、広報課へ電話で到着を確認してください。

(2) 回答

回答については、令和8年3月17日（火）までにEメールで行います。

7. 見積書等の提出

(1) 提出書類

①見積書

- ・消費税及び地方消費税の額を明記した上で税込みの額を記載してください
- ・見積価格の内訳（派遣業務、申請受付業務等、情報発信業務、着ぐるみ維持管理業務、ディレクション業務、その他業務）を提示してください

②法人登記簿履歴事項全部証明書

③滞納のないことの証明（市税。大牟田市外の事業者にあつては国税）

* 3ヶ月以内に取得した書類

④役員等名簿及び照会承諾書

(2) 提出期限

令和8年3月23日（月）午後5時15分

(3) 提出先

〒836-8666 大牟田市有明町2丁目3番地
大牟田市企画総務部広報課（市役所本庁舎4階）

(4) 提出方法

持参又は郵送

※持参による場合は、土日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

※郵送の場合は、書留郵便により提出期限内に必着のこと。

8. 選定

参加資格要件を満たし、業務遂行ができる事業者の中から、見積もり合わせにより委託事業者を決定します。また、結果については、市公式ホームページで公開します。

9. 契約に関する基本事項

- ・委託予定事業者は、広報課と契約内容等詳細について協議を行うこととします。
- ・契約締結に当たっては、暴力団排除措置のための誓約書を提出していただきます。なお、提出がない場合は、契約の締結ができません。
- ・契約締結に当たっては、大牟田市契約規則第 2 3 条の規定に基づき、契約保証金（契約金額の 10%）を納付していただきます。なお、納付されない場合は、契約の締結ができません。

10. 無効又は失格

以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となる場合があります。

- (1) 見積書等の提出方法、提出先、提出期限等が守られなかった場合
- (2) 見積書等に虚偽の内容が記載されている場合
- (3) その他、参加資格に適しない場合

11. その他

- (1) 申請に要する経費は、すべて事業者の負担とします。
- (2) 提出書類はお返しできません。
- (3) 提出された書類は、必要に応じ複写します（使用目的は市役所内での検討に限ります）。
- (4) 提出された書類は、情報公開の請求により公開することがあります。
- (5) 提出された書類の内容を変更することはできません。ただし、やむを得ない理由により修正又は変更が生じた場合で、市が承諾したものについては、この限りではありません。
- (6) 今回の委託事業者選定事務は、令和 8 年度予算の成立を前提に行う年度開始前の準備行為であり、本要領に基づき契約の相手方と決定した者を契約予定者とし、本委託業務に係る予算が成立した場合、当該契約予定者は大牟田市と令和 8 年 4 月 1 日に契約を締結することになります。
なお、本委託業務に係る予算が成立しなかった場合は、当該契約を締結することができません。この場合において、見積書等の作成・提出に要した費用については大牟田市に請求することはできず、事業者の負担となりますのでご注意ください。
- (7) 個人情報の保護に関する法律第 6 6 条第 2 項の規定に基づき、受託者は、契約業務で取り扱う個人情報について、大牟田市が果たすべき安全管理措置と同等の措置を講じる必要があります。見積書提出にあたっては、「保有個人情報取扱特記事項」を確認してください。また、契約締結の際に、「保有個人情報の安全管理措置に関する確認書」を提出していただきます。

12. 問合せ及び書類提出先

〒836-8666 大牟田市有明町 2 丁目 3 番地
大牟田市企画総務部広報課（市役所本庁舎 4 階） 担当：宮野、江川
電話：0944-41-2505 F A X：0944-41-2552
E メールアドレス e-kouhou01@city.omuta.fukuoka.jp